

地域森林計画の樹立・変更

宮城南部地域森林計画（樹立）

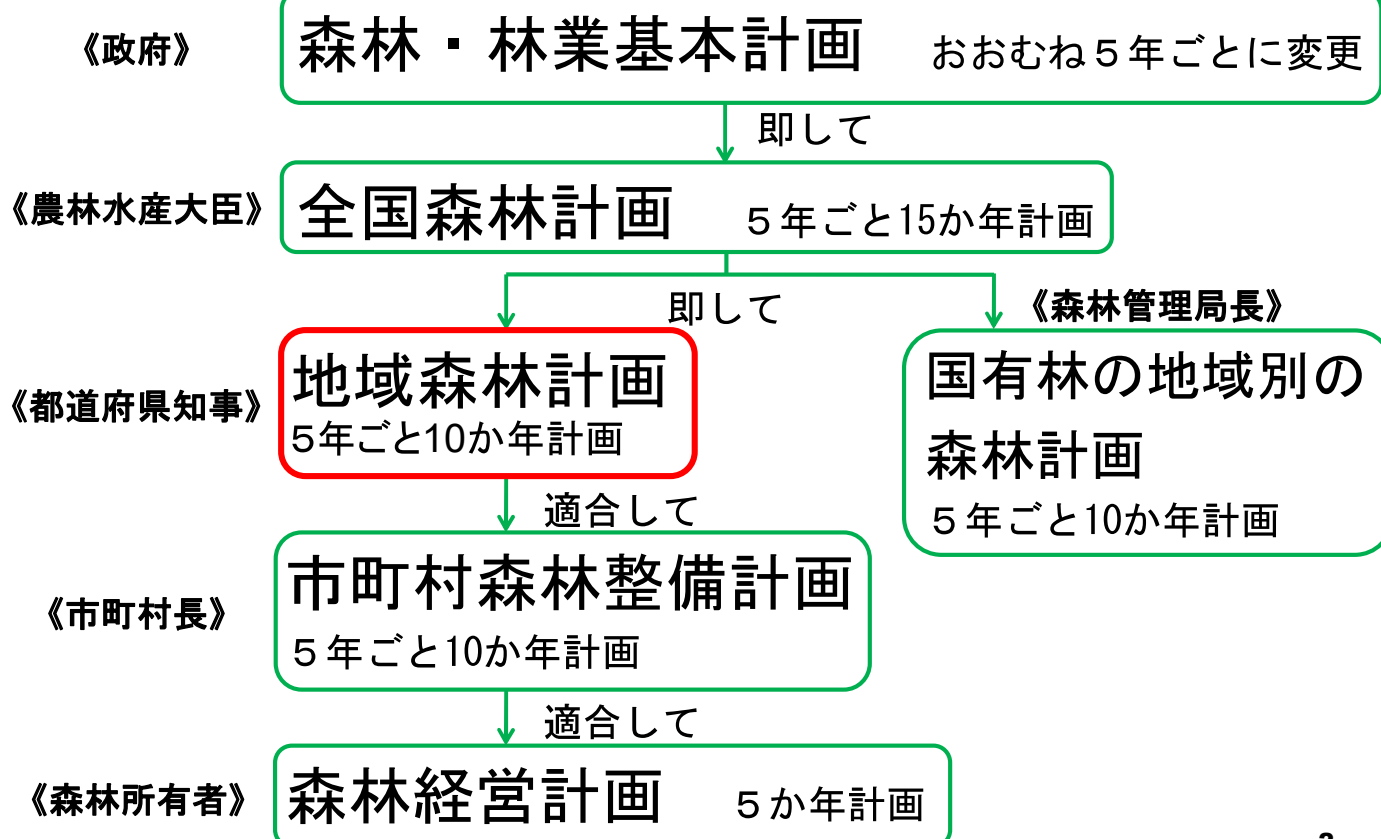
宮城北部地域森林計画（変更）

宮城県森林審議会 令和7年12月17日

登米市登米町

1

1 森林計画制度の体系



2 森林計画の概要

森林・林業基本計画	森林・林業基本法に基づき 政府 が定める計画で、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更される。 森林が持つ多面的機能の発揮及び林業の持続的で健全な発展に向け、 森林・林業の向かうべき方針や講ずべき施策を明らかにする。
全国森林計画	農林水産大臣 が、5年ごとに15年を1期としてたてる計画 都道府県知事がたてる「 地域森林計画 」等の 規範 として、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量、施業の基準等を示すもの。
地域森林計画	都道府県知事 が、全国森林計画に則して、民有林の森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画 都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等 を明らかにし、 市町村森林整備計画の指針 となるもの。
市町村森林整備計画	市町村長 が、地域森林計画に則して、5年ごとに10年を一期としてたてる計画 地域の実情に即し、森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（ マスタープラン ）となるもの。
森林経営計画	森林所有者 又は 森林所有者から経営委託を受けた者 が、自発的な意思に基づき、市町村森林整備計画に則してたてる5か年計画 市町村長等の認定を受けた合理的かつ計画的な森林施業の計画 による森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする。 3

3 地域森林計画の概要

- 都道府県知事が民有林を対象として、全国森林計画に即して、森林計画区（全国158計画区）別に、5年ごとに10年を一期としてたてる計画
- 県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにし、市町村森林整備計画の指針となる。

- 計画の対象となる**森林区域を設定**
- 地域資源を基に伐採量、更新面積、林道、治山事業の**計画量を設定**
主伐・間伐・造林等の森林施業の指針

4 宮城県内の森林資源の現況

◆ 県土面積 728千ha（宮城県統計年鑑）

◆ 森林面積 413千ha（林業振興課資料）

内訳

〔 国有林：131ha

民有林：283ha 〕

◆ 森林率 57%（全国平均 67%）

◆ 地域森林計画対象民有林（南+北）282千ha

◆ 人工林面積 147千ha （ “ ）

◆ 人工林率 52% （ “ ）

5

宮城県内樹種別

分布図

民有林 県全体
282千ha

宮城北部

面積：175千ha

面積：107千ha

宮城南部



5 森林計画の樹立・変更時期について

		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
森林・林業基本計画				策定				
全国森林計画				変更		策定		
地域森林計画	宮城北部森林計画区			変更		樹立		
	宮城南部森林計画区		樹立	変更		変更		樹立

樹立：5年ごとに行う新計画の策定

変更：義務的変更

空欄：自主的変更（地域森林計画）

7

6 地域森林計画の変更の種類

変更の種類	変更根拠	主な変更の内容
義務的変更 全国森林計画 策定・変更に伴う変更	森林法第5条第1項 知事は全国森林計画に 即して、（中略）地域 森林計画をたてなけれ ばならない。	全国森林計画に即した 各種計画に係る計画量 の見直し等
自主的変更 都道府県で 必要と認める場合に 行う変更	森林法第5条第5項 知事は、（中略）必要 と認めるときは、地域 森林計画を変更するこ とができる。	森林の区域の変更 事業見直しに伴う計画 量の変更等

8

7 地域森林計画の計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
- 第5 保健機能森林の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
- 第7 その他必要な事項

(留意事項)

令和8年4月1日時点の森林資源量を基に作成している。

9

8 地域森林計画の樹立・変更の手続き（1）

①造林や伐採・開発等の情報の収集

②森林計画図・森林簿の修正

地域森林計画データ取りまとめ（4月1日）

③地域森林計画書（案）の調整

④公告・縦覧・意見の聴取（今年度：11/7～12/2）

10

8 地域森林計画の樹立・変更の手続き（２）

⑤県庁関係課へ意見照会

東北森林管理局、東北経済産業局、市町村へ意見照会

⑥森林審議会（諮問、答申）

⑦農林水産大臣への協議

⑧森林計画書の決定・公表
（翌年度4月1日から有効）

11

宮城南部地域森林計画
宮城北部地域森林計画

12